

就労・長期滞在ビザ手続の概要

日本において、報酬を得て仕事をするときや、90日以上滞在するとき等、短期滞在の要件に該当しない場合（就労や長期滞在）は、事前に日本国内の代理人を通じて「在留資格認定証明書（Certificate of Eligibility）」を取得、下記必要書類を持参の上、当館までビザ申請願います。

在留資格認定証明書の取得方法等については、代理人が最寄りの法務省地方入国管理局に相談してください（外務省には申請できません）。

【ビザ申請から取得までの流れ】

1 留意事項 【必ずお読みください】

- (1) 当館でビザ申請が可能な申請人は、原則次のとおりです。
 - (ア) UAE 国籍の方、ドバイ、シャルジャ、アジュマーン、ウンム・ル・カイワイン、ラアス・ル・ハイマ、フジャイラ首長国に居住し、UAE 滞在ビザを所持している方。
(アブダビ首長国（含むアル・アイン市）に居住されている方は、アブダビにある在アラブ首長国連邦大使館でビザ申請してください。)
 - (イ) アフガニスタン在住者、シリア在住者及びイエメン在住者の方。
- (2) ビザ申請には、必ずご本人にお越しいただく必要があります（乳幼児を含む）。
- (3) 英語・日本語・アラビア語を話せない方は、通訳同伴（通訳の旅券所持の上）での申請をお願いいたします。
- (4) 受付時間は開館日（日曜日から木曜日）の9時から12時までとなっており、事前予約は不要です（閉館日のご確認は[こちら](#)）。審査期間は通常4営業日ですが、1ヶ月以上審査に時間を要する場合があります。また、申請の時点では手数料などは発生しません。発給時のみ発給手数料をお支払いいただく必要があります（国籍により金額等異なります）。
- (5) 在留資格認定証明書は、上陸の許可を保証するものではありません。同証明書を取得しても、ビザを取得できない場合もあります。
- (6) 在留資格認定証明書は発行年月日から「3ヶ月以内」にビザと共に入国管理官に提出して上陸の申請を行わないときは、効力を失います。（ビザが有効であっても在留資格認定証明書の有効期限が切れている場合は、上陸できません）。

2 必要書類

下記書類以外に追加書類のご提出をお願いする場合があります。

- (1) パスポート（原本、査証欄の余白が2頁以上あるもの）
- (2) 在留資格認定証明書（原本）
- (3) パスポートコピー及び在留資格認定証明書のコピー
- (4) UAE 滞在査証のコピー（GCC 諸国人の場合はエミレーツIDコピー）

(5) 査証申請書1枚(ロシア, C I S諸国・ジョージア人の場合は2枚)

[\(英語 \(QRコード付き\)\)](#) [\(英語 \(手書き用\)\)](#) [\(記入例\)](#) (PDF)

(6) 写真1枚(ロシア, C I S諸国及びジョージア人の場合は2枚)

(7) 航空券の予約確認書コピー (eチケット)

3 日本で生活を始めることを予定している皆様へ

(1) 生活ガイド

[日本語 \(PDF\)](#), [英語 \(PDF\)](#), [中国語 \(簡体字, 繁体字\)](#) (PDF), [韓国語 \(PDF\)](#)

[ポルトガル語 \(PDF\)](#), [スペイン語 \(PDF\)](#)

(2) 日本での生活手引き (リーフレット)

[日本語 \(PDF\)](#), [英語 \(PDF\)](#), [中国語 \(簡体字, 繁体字\)](#) (PDF), [韓国語 \(PDF\)](#)

[ポルトガル語 \(PDF\)](#), [スペイン語 \(PDF\)](#)